



平成 29 年 12 月 11 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス  
(コード: 3156 東証第一部)  
代表者名: 代表取締役社長 栗田 伸樹  
問合せ先: グループ執行役員  
経営企画部門長 大澤 剛  
(TEL: 03-3491-6575)

### 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成 29 年 7 月 25 日、当社の連結子会社である UKC ELECTRONICS (H. K.) CO., LTD. (以下、「UKC香港」という)における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、平成 29 年 7 月 31 日、過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。訂正後の財務諸表につきましては、会計監査人より無限定適正意見をいただいております。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 29 年 12 月 8 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

#### 記

当社は、平成 29 年 7 月 25 日、当社の連結子会社である UKC 香港における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、平成 29 年 7 月 31 日、過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。

これらにより、UKC 香港において、回収が遅延していた特定顧客向けの売掛金について、UKC 香港の代表者らの判断で、貸倒引当金の計上を回避するため、取引先へ支出した資金の一部を還流させることにより売掛金の回収を偽装したこと、さらに、当社役職員がこれを黙認したり、十分な解明を行わなかったことなどが認められました。その結果、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。この内、回収が遅延していた特定顧客向けの売掛金についての修正が平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期まで、他のビジネスにおける売上表示について本人取引と認識していた総額表示から代理人取引として純額表示に変更した修正等が平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期までです。

こうした開示が行われた経緯・背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・当社は、海外子会社に権限委譲を行う一方で、リスク管理の視点・意識を欠いていたことにより、子会社に対する十分な経営管理体制や与信等のリスク管理体制を構築していなかったこと
- ・当社は、海外子会社に係る重要な事項に関して、取締役会への付議や報告を適切に行わなかったこと

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。なお、当社は、平成 29 年 8 月 14 日付「第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策と経営責任の明確化に関するお知らせ」にて公表いたしました再発防止策の実行を進めているところですが、株式会社東京証券取引所からの措置に対しても、真摯に対応していく所存です。

以上